

介護サービス関係 Q&A集

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
1434	27 住宅改修	3 運営	領収証	領収証は写してもよいか 申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができるれば、写しても差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III②①
1435	27 住宅改修	3 運営	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に間にし、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にすることである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かることによる必要はある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III②②
1436	27 住宅改修	3 運営	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III②③
1437	27 住宅改修	3 運営	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③①
1438	27 住宅改修	3 運営	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。 住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③②
1439	27 住宅改修	3 運営	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、先頭所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者が通常の生活領域により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が意図的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③③
1440	27 住宅改修	3 運営	分譲マンション共用部分の改修費用	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。 賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的とを考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とされることができる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③④
1441	27 住宅改修	3 運営	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行なうことができるか。 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③⑤
1442	27 住宅改修	3 運営	入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行なうことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。 入院中の場合は住宅改修が必要と認められないで住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について「改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしきうえで住宅改修を行い、退院後は住宅改修費の支給を申請することはしない」といふことになった場合は申請できないものと考へる。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行なうものであるが、同様に取り扱って差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③⑥
1443	27 住宅改修	3 運営	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とできることがあるのか。 被保険者が自ら住宅改修のための材料を開出し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III③⑦
1444	27 住宅改修	3 運営	事後申請による支給	事前申請制度が完備する当分の間、事前に申請がなかった場合は改修についても、「やむを得ない場合」にして事後申請による住宅改修費の支給を認めてもらいたい。 2月の講習会講義料P178の上おり、「やむを得ない事情がある場合」とは「入院又は入所者が当時又は退院後(亡き)までの生活を行うため、あらかじめ住宅改修・着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合」を想定しているが、当分の間、経過的に保険者の判断で適用することは差し支えない。	13.3.27 介護制度改訂information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) 削除	49
1445	27 住宅改修	3 運営	理由書の作成担当者	介護防災住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能。	13.8.27 介護制度改訂information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) 削除	51
1446	27 住宅改修	3 運営	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。 介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に支払利用者負担分を事後に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の連通性を有する者から助成金等を受けた場合についても同様である。	13.9.28 全国介護保険担当課長会議議題 Q&A 削除	6
1447	27 住宅改修	4 報酬	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。 支給対象となる。高齢者によれば、握力がほとんどない場合やしゃくり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①①
1448	27 住宅改修	4 報酬	玄関以外のスロープ	(住宅改修) 屋敷から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。 玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 削除	III①③
1449	27 住宅改修	4 報酬	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。 浴室にすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室にすのこ(浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①④
1450	27 住宅改修	4 報酬	上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修) 上がり框(かまち)の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①⑤
1451	27 住宅改修	4 報酬	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①⑥
1452	27 住宅改修	4 報酬	床材の表面加工	滑りの防止を図るために床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。 いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出している、あまり滑りがないといつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①⑦

介護サービス関係 Q&A集

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	Q&A発出時期、文書番号等	番号	
1453	27 住宅改修	4 報酬	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①8
1454	27 住宅改修	4 報酬	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなつたらからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①9
1455	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高める場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなつたことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはないが、質問のように当該高齢者が適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）して特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①10
1456	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①11
1457	27 住宅改修	4 報酬	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①12
1458	27 住宅改修	4 報酬	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	III①13
1459	27 住宅改修	5 その他	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A vol.2	II 1
1460	27 住宅改修	5 その他	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしい。	貴見のおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1461	27 住宅改修	5 その他	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掲出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄間にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1462	27 住宅改修	5 その他	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄間の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1463	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1464	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るために舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の軽圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1465	27 住宅改修	5 その他	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1466	27 住宅改修	5 その他	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	（住宅改修）脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行つたが、浴室床が上がつたために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよい。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなつたために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がつたために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になつた場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合は浴槽の改修又は取替	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A vol.2	VI 1
1467	27 住宅改修	5 その他	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の額が段差の解消から段差の解消と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縦の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱つてよいか。	浴槽の縁も、玄間の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱つて差し支えないものと考える。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A vol.2	VI 2
1468	27 住宅改修	5 その他	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の4割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があつた場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対して利用者負担分を事後に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の連通性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A vol.2	VI 3
1469	27 住宅改修	5 その他	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	50
1470	27 住宅改修	5 その他	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製材、ビニール系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど）同様の機能を有するものを含む。以下同じ。への変更や板製材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。		